

別表第四（第六十一条の二関係）

身体検査基準

検査項目	第一種	第二種
一 一般	<p>(一) 頭部、顔面、頸部、軀幹又は四肢に航空業務に支障を来すおそれのある奇形、変形又は機能障害がないこと。</p> <p>(二) 航空業務に支障を来すおそれのある過度の肥満がないこと。</p> <p>(三) 悪性腫瘍若しくはその既往歴若しくは悪性腫瘍の疑いがないこと又は航空業務に支障を来すおそれのある良性腫瘍がないこと。</p> <p>(四) 重大な感染症又はその疑いがないこと。</p> <p>(五) 航空業務に支障を来すおそれのある内分泌疾患若しくは代謝疾患又はこれらに基づく臓器障害若しくは機能障害がないこと。</p> <p>(六) 航空業務に支障を来すおそれのあるリウマチ性疾患、膠原病又は免疫不全症がないこと。</p> <p>(七) 航空業務に支障を来すおそれのあるアレルギー性疾患がないこと。</p> <p>(八) 航空業務に支障を来すおそれのある眠気の原因となる睡眠障害がないこと。</p>	<p>(一) 頭部、顔面、頸部、軀幹又は四肢に航空業務に支障を来すおそれのある奇形、変形又は機能障害がないこと。</p> <p>(二) 航空業務に支障を来すおそれのある過度の肥満がないこと。</p> <p>(三) 悪性腫瘍若しくはその既往歴若しくは悪性腫瘍の疑いがないこと又は航空業務に支障を来すおそれのある良性腫瘍がないこと。</p> <p>(四) 重大な感染症又はその疑いがないこと。</p> <p>(五) 航空業務に支障を来すおそれのある内分泌疾患若しくは代謝疾患又はこれらに基づく臓器障害若しくは機能障害がないこと。</p> <p>(六) 航空業務に支障を来すおそれのあるリウマチ性疾患、膠原病又は免疫不全症がないこと。</p> <p>(七) 航空業務に支障を来すおそれのあるアレルギー性疾患がないこと。</p> <p>(八) 航空業務に支障を来すおそれのある眠気の原因となる睡眠障害がないこと。</p>
二 呼吸器系	<p>(一) 航空業務に支障を来すおそれのある呼吸器疾患又は胸膜・縦隔疾患がないこと。</p> <p>(二) 自然気胸又はその既往歴がないこと。</p> <p>(三) 航空業務に支障を来すおそれのある胸部の手術による後遺症がないこと。</p>	<p>(一) 航空業務に支障を来すおそれのある呼吸器疾患又は胸膜・縦隔疾患がないこと。</p> <p>(二) 自然気胸又はその既往歴がないこと。</p> <p>(三) 航空業務に支障を来すおそれのある胸部の手術による後遺症がないこと。</p>
三 循環器系及び脈管系	<p>(一) 収縮期血圧一六〇ミリメートル水銀柱未満、拡張期血圧九五ミリメートル水銀柱未満であり、かつ、自覚症状を伴う起立性低血圧がないこと。</p>	<p>(一) 収縮期血圧一六〇ミリメートル水銀柱未満、拡張期血圧九五ミリメートル水銀柱未満であり、かつ、自覚症状を伴う起立性低血圧がないこと。</p>

	<p>(二) 心筋障害又はその徴候がないこと。</p> <p>(三) 冠動脈疾患又はその徴候がないこと。</p> <p>(四) 航空業務に支障を来すおそれのある先天性心疾患がないこと。</p> <p>(五) 航空業務に支障を来すおそれのある後天性弁膜疾患又はその既往歴がないこと。</p> <p>(六) 航空業務に支障を来すおそれのある心膜の疾患がないこと。</p> <p>(七) 心不全又はその既往歴がないこと。</p> <p>(八) 航空業務に支障を来すおそれのある刺激生成又は興奮伝導の異常がないこと。</p> <p>(九) 航空業務に支障を来すおそれのある動脈疾患、静脈疾患又はリンパ系疾患が認められないこと。</p>	<p>(二) 心筋障害又はその徴候がないこと。</p> <p>(三) 冠動脈疾患又はその徴候がないこと。</p> <p>(四) 航空業務に支障を来すおそれのある先天性心疾患がないこと。</p> <p>(五) 航空業務に支障を来すおそれのある後天性弁膜疾患又はその既往歴がないこと。</p> <p>(六) 航空業務に支障を来すおそれのある心膜の疾患がないこと。</p> <p>(七) 心不全又はその既往歴がないこと。</p> <p>(八) 航空業務に支障を来すおそれのある刺激生成又は興奮伝導の異常がないこと。</p> <p>(九) 航空業務に支障を来すおそれのある動脈疾患、静脈疾患又はリンパ系疾患が認められないこと。</p>
四 消化器系（口腔及び歯牙を除く。）	<p>(一) 消化器及び腹膜に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は機能障害がないこと。</p> <p>(二) 航空業務に支障を来すおそれのある消化器外科疾患又は手術による後遺症がないこと。</p>	<p>(一) 消化器及び腹膜に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は機能障害がないこと。</p> <p>(二) 航空業務に支障を来すおそれのある消化器外科疾患又は手術による後遺症がないこと。</p>
五 血液及び造血器系	<p>(一) 航空業務に支障を来すおそれのある貧血がないこと。</p> <p>(二) 航空業務に支障を来すおそれのある血液又は造血器の系統的疾患がないこと。</p> <p>(三) 航空業務に支障を来すおそれのある出血傾向を有する疾患がないこと。</p>	<p>(一) 航空業務に支障を来すおそれのある貧血がないこと。</p> <p>(二) 航空業務に支障を来すおそれのある血液又は造血器の系統的疾患がないこと。</p> <p>(三) 航空業務に支障を来すおそれのある出血傾向を有する疾患がないこと。</p>
六 腎臓、泌尿器系及び生殖器系	<p>(一) 腎臓に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がないこと。</p> <p>(二) 泌尿器に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がないこと。</p> <p>(三) 生殖器に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がな</p>	<p>(一) 腎臓に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がないこと。</p> <p>(二) 泌尿器に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がないこと。</p> <p>(三) 生殖器に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がな</p>

9. 申請書 21 (近見視力) は、検査結果を小数点以下第 2 位まで (第 3 位以下切り捨て) 記入して下さい。なお、その視力が矯正視力である場合は矯正欄の「有」欄に印を記入し、矯正後の値を記入して下さい。裸眼視力である場合は矯正欄の「無」欄に印を記入して下さい。

(記入例)

21 近見視力					矯正	
右	0	・	6	0	有	無
左	0	・	6	0		

10. 申請書 22 (両眼視機能) は、次のとおり記入して下さい。

- (1) 斜視の有無について、該当する所見欄に印を記入すること。
- (2) 不同視は、不同視を呈する場合は「有」欄に印を記入し、二杆法又は三杆法のいずれかにより測定した深視力の結果(mm)を記入すること。不同視がない場合は「無」欄に印を記入すること。
- (3) 輻湊近点は、輻湊検査の結果(mm)を右詰めで記入すること。

なお、第 2 種身体検査基準を適用する者は、初回の航空身体検査時に斜視の有無についてのみ検査を実施します。

(記入例)

22 両眼視機能							
斜視		不同視				輻湊近点 mm	
有	無	有	深視力 mm	二杆 三杆	無	距離	
				<input type="checkbox"/>			

11. 申請書 23 (視野) は、所見が認められた場合には、「異常」欄に印を記入し、その詳細を「32 医師記入欄」に記入して下さい。それ以外の場合は、「正常」欄に印を記入して下さい。

12. 申請書 24 (色覚) は、原則として初回の航空身体検査時に実施し、該当する所見欄に印を記入して下さい。

13. 申請書 25 (純音聴力) は、JIS 規格 T1201-1:2000 又はこれに準ずるオーディオメーター (新規格) で測定した場合のデシベル値 (聴力レベル) を右詰めで記入して下さい。

なお、やむを得ず 1982 年 8 月 14 日改正前の JIS 規格又はこれに準ずるオーディオメーター (旧規格) を使用する場合は、聴力損失の値であることに注意するとともに、記入欄には測定値に次表の補正值を加算したデシベル値を記入して下さい。

記号欄には、測定結果がマイナス (-) であった場合にのみ「-」を記入して下さい。

また、測定不能 (測定域外) であった場合は、記号欄に「」を記入し、測定値の欄は空欄のままにして下さい。

航空身体検査証明審査会について

国土交通省航空局では、航空身体検査の結果、身体検査基準の一部に適合しないとされた者（不適合状態の者）から国土交通大臣に申請のあった事案（航空法施行規則第61条の2第3項の規定に基づく大臣判定申請）については、航空局長の諮問機関である「航空身体検査証明審査会（以下「審査会」という。）」の検討結果に基づいて、航空身体検査証明を行うかどうか判定することとしています。

この審査会は毎月一回（年間計12回）開催され、審査会の委員は医学関係者（内科、循環器科、眼科、耳鼻咽喉科、精神神経科、外科の専門医）、操縦士、行政機関等で構成され、審議内容は原則非公開とされています。

（財）航空医学研究センターでは、我が国の航空医学専門機関及び航空身体検査指定機関として、航空身体検査マニュアルの解説、航空身体検査証明申請書の作成方法等の他、大臣判定の申請手続き等に関しても、指定医や航空機乗組員への必要なサポートを行っております。申請手続き等に関する不明な点や質問等については、下記までお問い合わせ下さい。

（財）航空医学研究センターの相談窓口

TEL: 03-5756-9066

FAX: 03-5756-9071

ホームページ: <http://www.aeromedical.or.jp>

ホームページ中「指定医専用ページ」

（アクセスのためのユーザー名、パスワードは、お問い合わせ下さい。）

電話による場合は10:00～12:00及び14:00～16:00の時間帯でお願いします。

（参考）航空身体検査証明審査会 委員名簿（順不同、敬称略、平成20年5月現在）

川口 良人	東京慈恵会医科大学 客員教授
細谷 龍男	東京慈恵会医科大学 内科学講座 腎臓・高血圧内科 教授
笠貫 宏	特定非営利活動法人 日本医療推進事業団 理事
住吉 徹哉	財団法人 日本心臓血圧研究振興会附属 榊原記念病院 副院長
北原 健二	東京慈恵会医科大学 名誉教授
望月 學	東京医科歯科大学大学院 医歯学総合研究所 眼科学 教授
神崎 仁	慶應義塾大学医学部 名誉教授
森山 寛	東京慈恵会医科大学 耳鼻咽喉科学講座 教授
松浦 雅人	東京医科歯科大学大学院 保健衛生学研究科生命機能情報解析学 教授
中山 和彦	東京慈恵会医科大学 精神医学講座 教授
鶴丸 昌彦	順天堂大学医学部 消化器外科講座上部消化器管外科学 教授
上田 政和	慶應義塾大学医学部 外科学教室 准教授
増田 奉和	社団法人 日本航空機操縦士協会 副会長
酒井 正雄	防衛省 航空自衛隊 航空医学実験隊 第3部長兼第4部長

目 次

1. 指定航空身体検査医及び航空身体検査指定機関の手続き

指定航空身体検査医等の指定申請及び審査並びに

立入検査実施要領（国空乗第 558 号） ----- - 1

指定航空身体検査医等の立入検査実施基準（国空乗第 559 号） ----- - 16

航空身体検査指定機関一覧表 ----- - 17

様式

航空身体検査医指定申請書（第 2 3 号様式） ----- - 21

航空身体検査医指定書（第 2 3 号の 2 様式） ----- - 22

航空身体検査指定機関指定申請書（第 2 4 号の 2 様式） ----- - 23

航空身体検査指定機関指定書（第 2 4 号の 3 様式） ----- - 24